

《NPO 法人AVION 花園SC 規約》

第1 条 （名称及び所在地）

本クラブは、NPO 法人 AVION 花園SC と称し、事務局を千葉市花見川区花園町1
5 3 4－8に置く。

第2 条 （目的）

本クラブは、サッカーを通じて青少年の精神及び身体の健全な育成を図り、あわせて地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3 条 （入会資格及び手続き）

本クラブに入会できるものは、心身共に健康で本クラブが入会に適すると認めたものとし、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入捺印し、提出することとする。

第4 条 （会費）

会員は、別に定める入会金、年会費及び月会費を所定の期日までに納入しなければならない。いったん納入した入会金、年度会費及び月会費は、理由の如何を問わず返還しないこととする。

第5 条 （指導方針）

サッカーを通じて子供の可能性を高めることを目的とする。

第6 条 （遵守事項）

会員は、次の事項を守らなければならない。

（1）本規約を守るものとし、指導者の指示に従うこととする。

第7 条 （活動期間）

本クラブの活動期間は、原則として、毎年4 月1 日から翌年3 月31 日までの1年間とする。

第8 条 （休会及び休会費）

怪我もしくは本クラブが認めた理由により、1ヶ月以上休会する場合には、休会届けを提出しなければならない。また、休会期間は、休会費（月会費の半額）を納めなければならない。

第9 条 （退会）

退会する場合には前月の10 日までに申し出て、退会届を提出しなければならない。

第10 条 （継続）

退会届の提出がない場合は自動的に継続とする。

第11 条 （保険）

入会者は、入会と同時にスポーツ傷害保険に加入する。加入の手続き及び保険料の負担は本クラブが行う。

第12 条 （除名）

本クラブは、本規約に違反したり、本クラブの継続が困難となる事由が生じたときは無条件に休会もしくは閉鎖することができる。

第13 条 （休会・閉鎖）

本クラブは天災地変、社会情勢の変化、その他本クラブの継続が困難となる事由が生じたときは無条件に休会もしくは閉鎖することができる。

第14 条 （免責）

本クラブ内の諸規則や指導者の指示に従わないで起きた事故、盗難について、本クラブは賠償しない。

第15 条 （附則）

本クラブは、必要に応じ、随時、本規約を改正できると共に、本規約に関する事項については細則を定めることができる。

第16 条 （発行）

この規約は2007 年11 月1 日より発行する。